

## JASIP 認定委員会

### 会 則

(本会について)

第1条 JASIP 認定委員会（以下、当委員会）は、一般社団法人日本弦楽器演奏家協会 理事会（以下、協会）にて承認され、設置した委員会であり、理事会監査のもと運営される。

(目的)

第2条 当委員会は、協会「理念」「活動内容」に基づき、入会希望者のカテゴリ認定を行いメンバーとして迎え、「弦楽器と共に生きるライフプラン」を発信する。

(活動内容)

第3条 当委員会は、次の事項について協議する。

- 1 入会希望者もしくは推薦された者の審査及び認定
- 2 メンバーもしくは推薦された者による他カテゴリへの変更審査及び認定

(認定基準)

第4条 以下の通り認定基準を定める。

カテゴリ	応募資格	審査	会費
JASIP メンバー	楽器演奏歴5年以上の方	なし	入会金 5,000 円 年会費なし
JASIP ゴールド メンバー	音楽高校、音楽大学、及びそれに準ずる専門教育を受け、音源審査で課題を提出できる方（学生可）	あり	
JASIP プラチナ メンバー	国内外における演奏会で実績を重ね、協会理事過半数以上の推薦を受けた方	あり	

※委員会特別枠として、入会金を免除する場合があります

(委員構成)

第5条 当委員会の委員は以下で構成される

- 1 協会特別顧問
- 2 協会理事
- 3 外部委員（定員3名）

※外部委員は理事からの推薦による者で、委員3分の2以上の承認により決定する

※委員長選任は委員の互選とする

※任期は2年とし、委員は再選を妨げないものとする

(その他)

第6条 この会則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、認定委員会に諮って定めることができる。

(附則) この規約は、平成26年10月1日から施行する。